

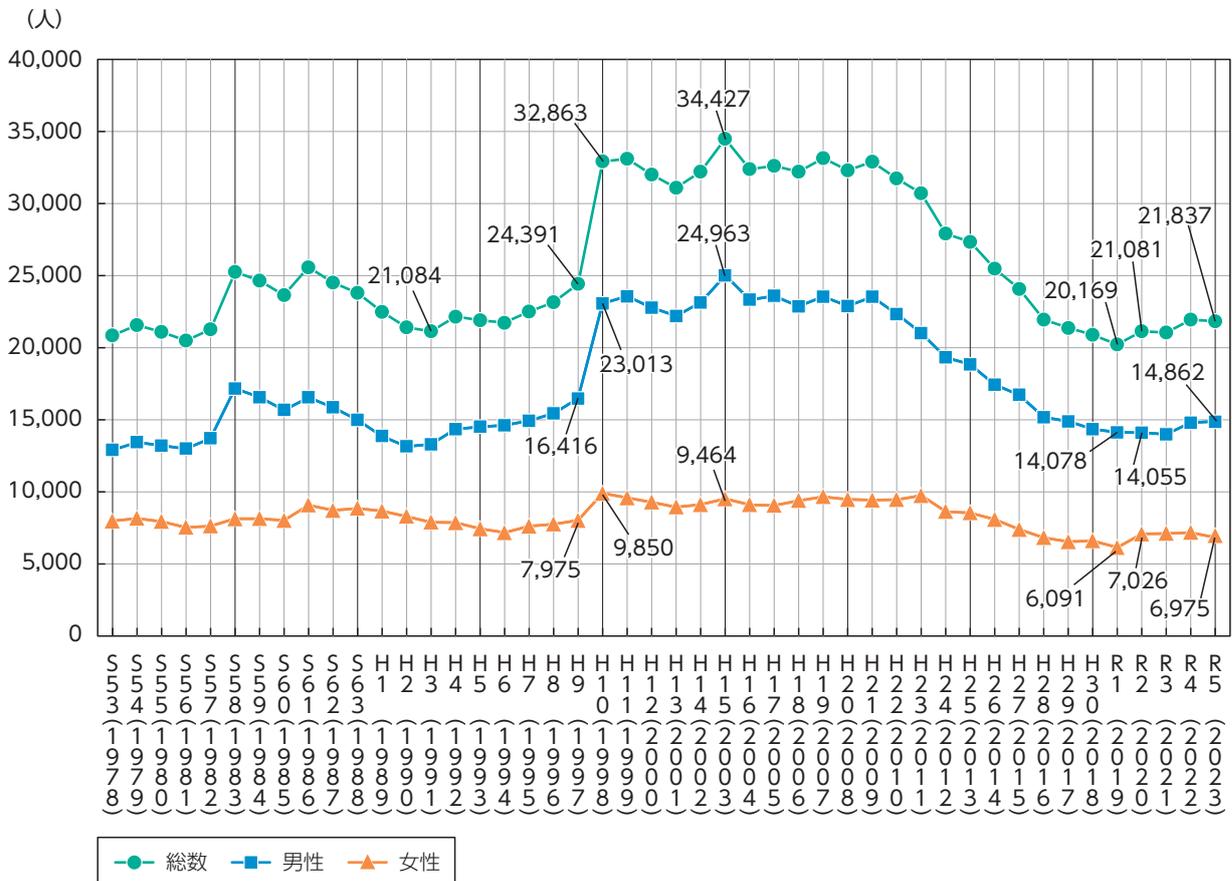
# 1 自殺統計でみた自殺者数の年次推移

## (1) 自殺統計でみた自殺者数の推移

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）によれば、我が国の自殺者数は、昭和58年及び昭和61年に25,000人を超えたものの、平成3年に21,084人まで減少し、その後、2万人台前半で推移していた。しかし、平成10年は前年から8,472人増加して32,863人となり、平成15年は昭和53年の統計開始以来最多の34,427人となった。その後、3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ、令和元年は最少の20,169人となった。令和2年に11年ぶりに総数が増加に転じて21,081人となった後は21,000人台で推移し、令和5年は21,837人となった。

男女別にみると、男性の自殺者数は女性を大きく上回っている。男性は総数と同じように推移しており、昭和58年及び昭和61年に増加してからは減少傾向にあったものの、平成10年に急増して23,013人となった。平成15年は最多の24,963人となり、その後は平成22年以降令和3年まで12年連続で減少していたが、令和4年に13年ぶりに増加し、令和5年まで2年連続の増加となった。女性は、昭和61年及び平成10年に総数及び男性と同様に増加し、平成10年は最多の9,850人となった。その後は緩やかな減少傾向にあったが、令和2年に7,026人と増加に転じた後令和4年まで3年連続で増加し、令和5年には4年ぶりに減少した（図表1-1）。

図表1-1 自殺者数の推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

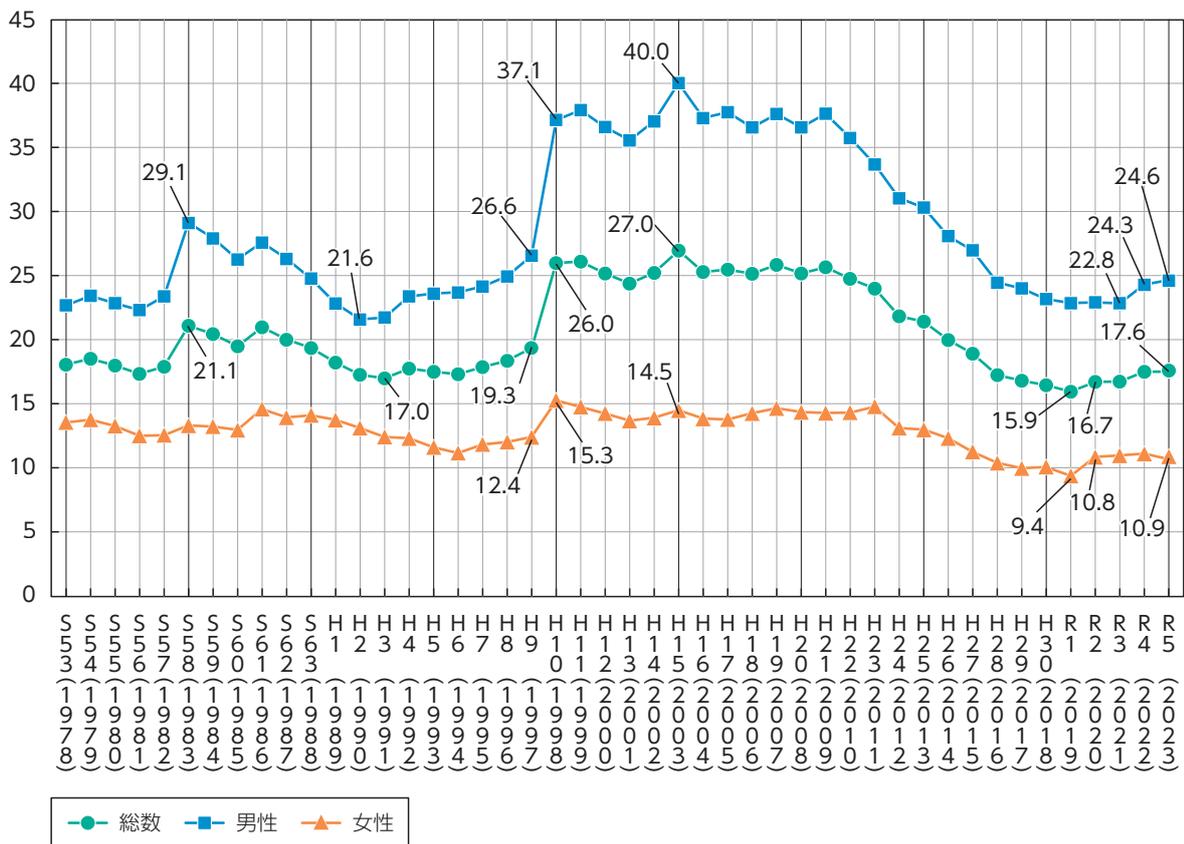
## (2) 自殺統計でみた自殺死亡率の推移

自殺死亡率をみると、昭和58年の21.1の後、平成3年は17.0まで低下した。その後は横ばい傾向が続いたが、平成10年に前年の19.3から26.0と急上昇し、平成15年は統計開始以来最大の27.0となり、平成21年まで高い水準が続いていた。平成22年からは低下に転じ、令和元年には最小の15.9となったが、令和2年に16.7と11年ぶりに上昇し、令和5年は17.6と緩やかな上昇傾向が続いている。

男女別にみると、男性は昭和58年の29.1の後、平成2年に最小の21.6となるまでお

おむね低下傾向にあった。しかし、平成10年に前年の26.6から37.1と急上昇し、平成15年は最大の40.0となった。平成22年から再び低下傾向であったが、令和4年は前年の22.8から24.3と上昇し、令和5年は24.6と2年連続で上昇した。女性は総数及び男性と比べるとおおむね横ばいの傾向にあるが、平成10年は前年の12.4から大きく上昇して15.3となった。平成24年からは緩やかな低下傾向となり令和元年に最小の9.4となったが、令和2年に10.8と上昇に転じた後、微増が続き、令和5年に10.9と4年ぶりに低下した(図表1-2)。

図表1-2 自殺死亡率の推移



資料：警察庁自殺統計原票データ、国勢調査実施年は総務省「国勢調査」、ほかの年は総務省「人口推計」より厚生労働省作成

### (3) 年齢階級別の自殺者数の推移

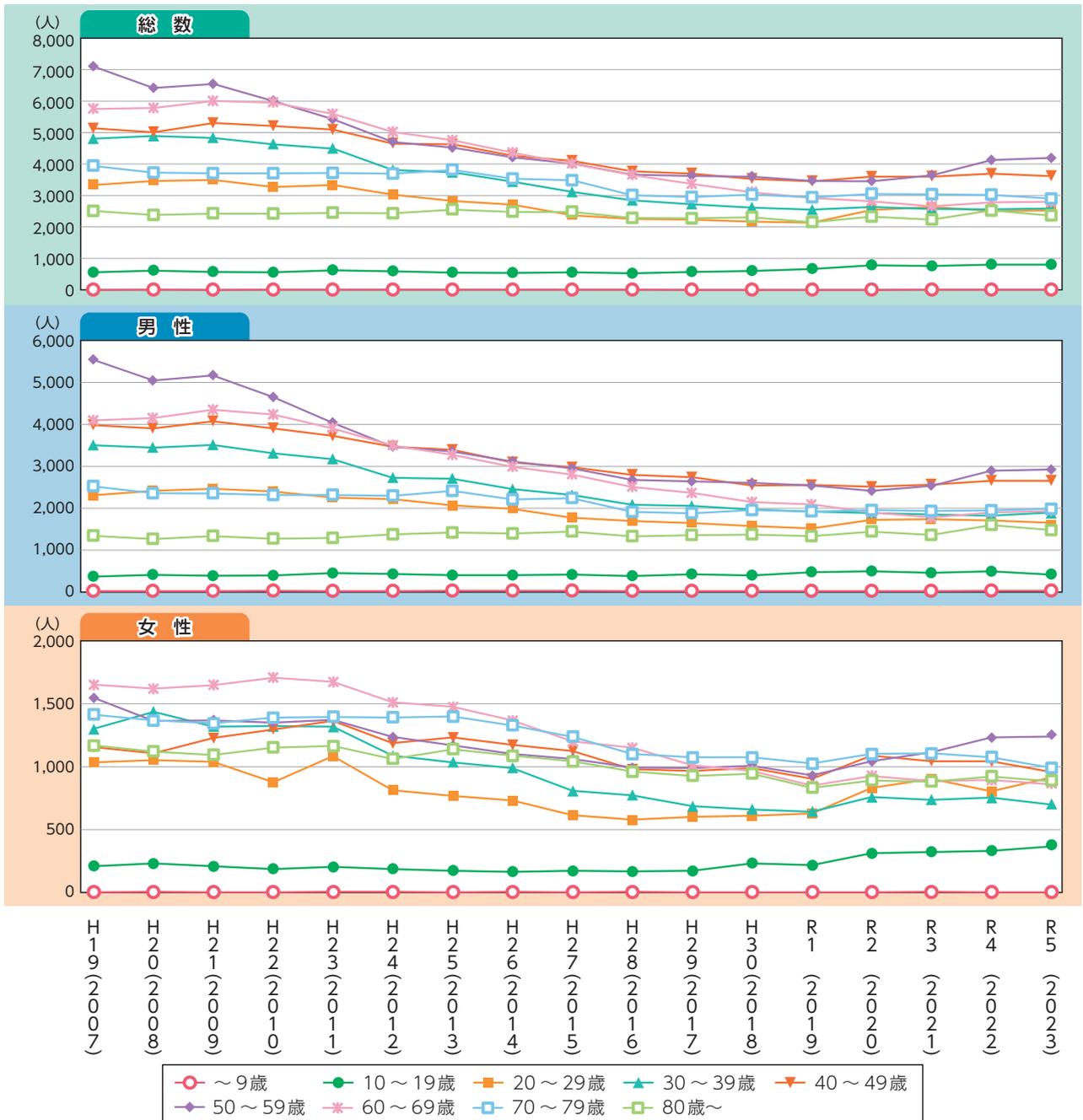
自殺統計において年齢階級が細分化された平成19年以降について、自殺者数の推移を年齢階級別にみると、平成22年から令和元年にかけては、ほとんどの年齢階級で自殺者数が減少傾向にあった。令和2年以降は多くの年齢階級で増加又は横ばいであり、「50～59歳」は直近3年連続で増加した。

男女別にみると、男性は平成22年から令

和3年までは、ほとんどの年齢階級で減少傾向にあったが、令和4年には多くの年齢階級で増加し、令和5年は30歳代から70歳代までの年齢階級で増加した。

女性は平成23年の「20～29歳」を除き減少又は横ばいであったが、令和2年に「～9歳」を除く全ての年齢階級で増加した。「10～19歳」及び「50～59歳」は令和5年まで4年連続で増加した（図表1-3）。

図表1-3 年齢階級別の自殺者数の推移



※平成19年の自殺統計原票改正以降は、「60歳～」を「60～69歳」、「70～79歳」及び「80歳～」に、「～19歳」を「～9歳」及び「10～19歳」に細分化して計上している。  
 ※平成18年以前の推移は令和5年版自殺対策白書第1章を参照。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

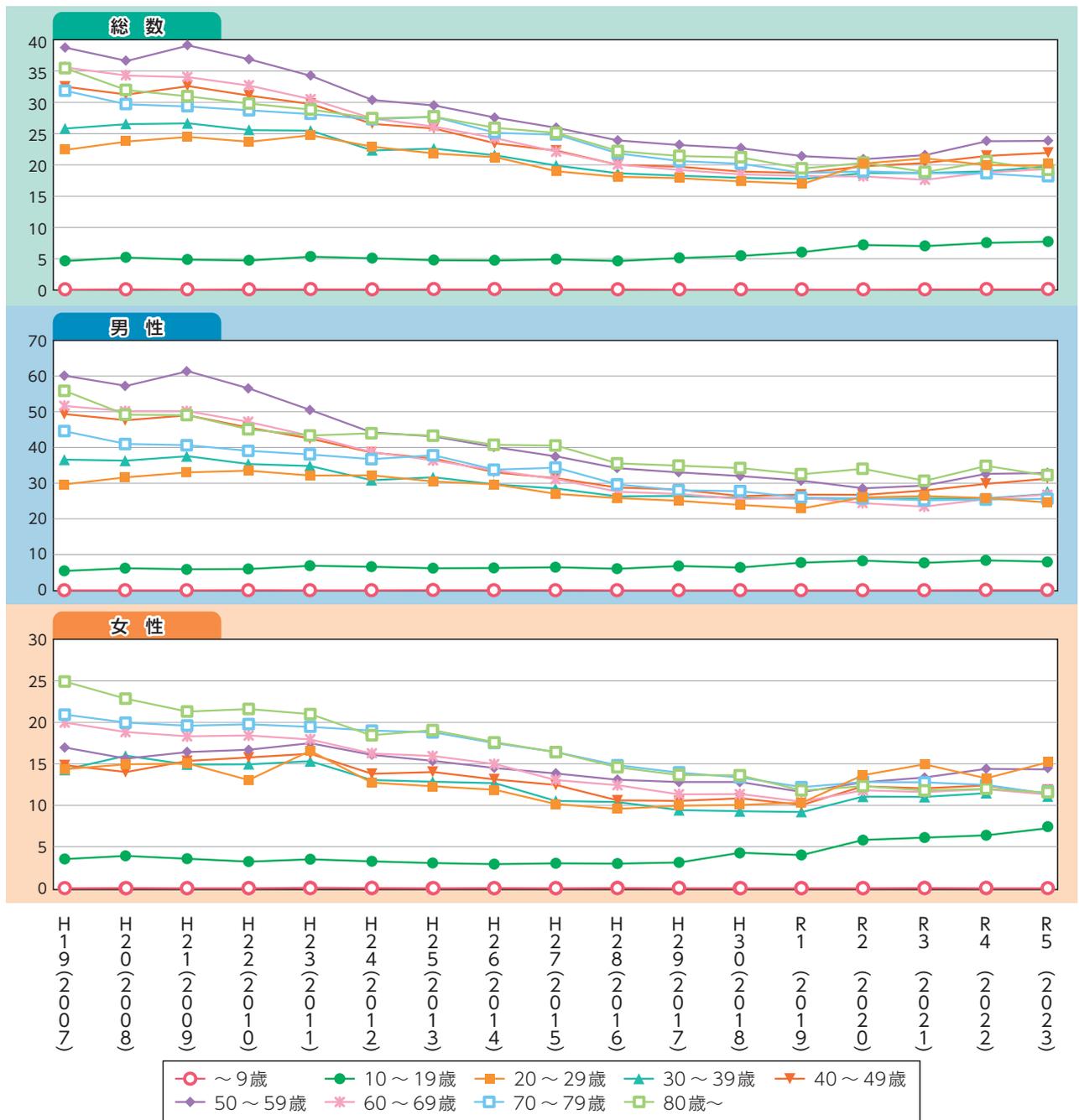
#### (4) 年齢階級別の自殺死亡率の推移

平成19年以降の年齢階級別の自殺死亡率の推移をみると、平成22年以降は「～9歳」及び「10～19歳」を除く全ての年齢階級で低下傾向にあったが、令和2年は多くの年齢階級で上昇に転じ、特に「40～49歳」は令和5年まで連続して上昇した。「50～59歳」は令和2年まで低下したが、令和3年から令和4年にかけて大きく上昇し、令和5年は前年と同水準となった。また、「10～19歳」は、近年緩やかな上昇傾向が続いている。

男女別にみると、平成22年から令和元年までの間、男性は「50～59歳」、女性は「60～69歳」、「70～79歳」及び「80歳～」で大きく低下した。

女性は、令和2年に「20～29歳」が大きく上昇し、令和5年も同水準にある。「50～59歳」は、令和2年から令和4年にかけて連続して上昇し、令和5年も高い水準となった。「10～19歳」は、令和2年以降4年連続で上昇した（図表1-4）。

図表1-4 年齢階級別の自殺死亡率の推移



※平成19年の自殺統計原票改正以降は、「60歳～」を「60～69歳」、「70～79歳」及び「80歳～」に、「～19歳」を「～9歳」及び「10～19歳」に細分化して計上している。  
 ※平成18年以前の推移は令和5年版自殺対策白書第1章を参照。

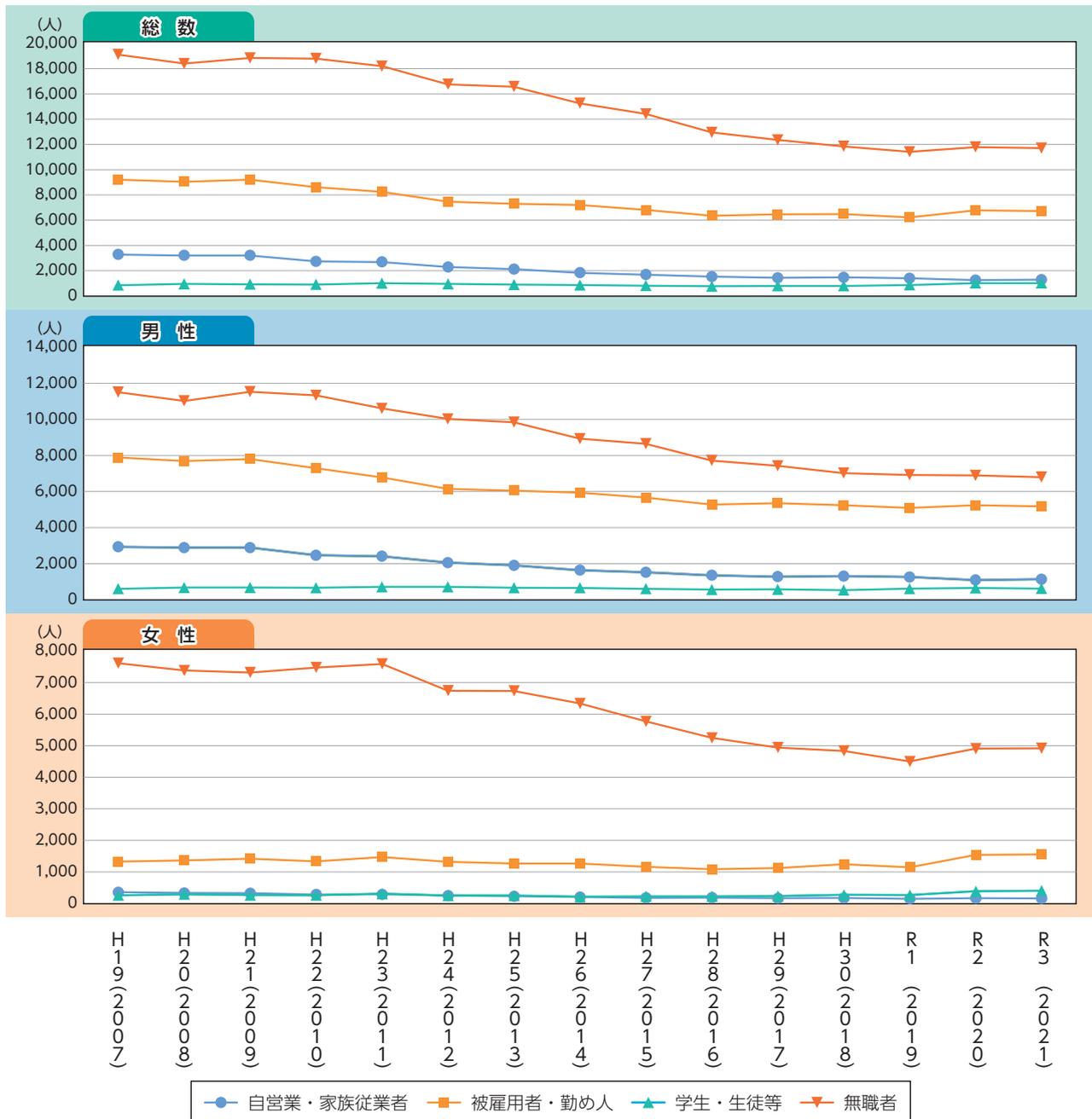
資料：警察庁自殺統計原票データ、国勢調査実施年は総務省「国勢調査」（2015年以前は年齢不詳の人口をあん分した人口、2020年是不詳補完値）、ほかの年は総務省「人口推計」より厚生労働省作成

### (5) 職業別の自殺者数の推移

自殺の状況を職業別にみるに当たって、平成19年及び令和4年の自殺統計原票改正に伴い職業分類が改められたことから、それぞれの前後の推移を単純比較できないことに注意が必要であるが、平成19年から令和5年にかけて最も自殺者数が多かったのは「無職者」であった。

平成19年から令和3年の推移をみると、令和元年までは「無職者」、「被雇用者・勤め人」及び「自営業・家族従業者」は減少傾向であり、「学生・生徒等」はおおむね横ばいであった。令和2年に「自営業・家族従業者」を除き増加し、令和3年は令和2年と同程度であった（図表1-5（1））。

図表1-5(1) 職業別の自殺者数の推移（平成19年～令和3年）



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和4年の自殺統計原票改正後の推移はおおむね横ばいであり、令和5年については「無職者」が11,466人、「有職者」が8,858人、「学生・生徒等」が1,019人であった。

男女別にみると、女性は「無職者」が4,639人と最も多かったが、男性は「有職者」が7,063人と、「無職者」の6,827人を上回った(図表1-5(2))。

**図表1-5(2) 職業別の自殺者数の推移(令和4年～令和5年)**

(人)

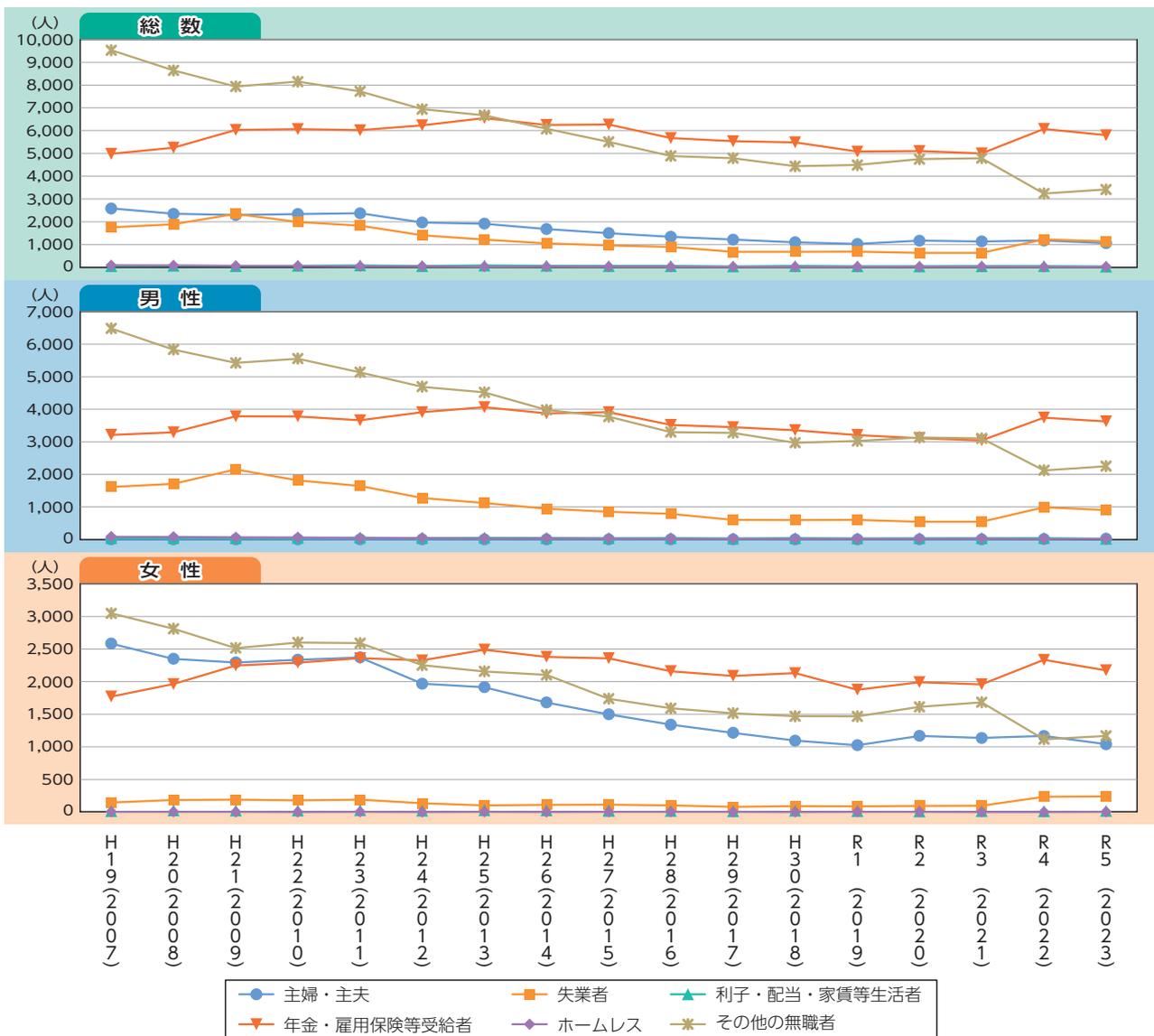
		有職者	無職		不詳
			学生・生徒等	無職者	
総数	令和4年	8,576	1,063	11,775	467
	令和5年	8,858	1,019	11,466	494
男性	令和4年	6,811	663	6,915	357
	令和5年	7,063	572	6,827	400
女性	令和4年	1,765	400	4,860	110
	令和5年	1,795	447	4,639	94

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

「無職者」の内訳をみると、平成26年から令和5年まで「年金・雇用保険等受給者」（令和3年までは「年金・雇用保険等生活者」）が最も多い分類であり、平成28年には5,675人と、前年の6,267人から大幅に減少し、その後令和3年まで5,000人台で推移した。令和4年には、6,074人と大幅に増加し、令和5年に5,797人と減少した。減少傾向であった「主婦・主夫」（令和3年までは「主婦」）

は、令和2年に増加に転じ、令和4年まで1,100人台で推移したが、令和5年に令和元年と同程度の1,058人に減少した。同じく減少傾向であった「失業者」は、令和4年に1,220人と前年の636人から倍増した。令和5年には1,141人と、減少したものの同程度の水準であった。男女別にみると、構成比の差はあるものの、「主婦・主夫」を除いて推移に大きな相違はみられない（図表1-6）。

図表1-6 無職者の自殺者数の推移



※ 「主婦・主夫」は、平成19年から令和3年までは「主婦」、令和4年以降は主夫を追加し「主婦・主夫」。  
 ※ 「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年以前は「年金・雇用保険等生活者」、令和4年以降は「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」を足し合わせたもの。  
 ※ 「ホームレス」は、令和3年以前は「浮浪者」。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

「学生・生徒等」の内訳をみると、平成19年から令和5年まで「大学生」が最も多く、次いで「高校生」が多かった。

「大学生」は平成20年から平成23年まで500人超と高い水準で推移していたが、その後減少を続けて平成30年は336人となった。令和元年に増加に転じて令和4年まで増加を続け、令和5年には減少したものの、依然400人超となっている。

「高校生」及び「中学生」は令和元年までおおむね横ばいであったが、令和2年に増加した。「高校生」は令和4年に統計開始以来最多の354人となり、令和5年には令和4年に次ぐ347人となった。「中学生」は令和2年に増加して146人となって以降同水準で推移し、令

和5年には統計開始以来最多の153人となった。

男女別にみると、男性は令和5年まで「大学生」が最も多く、令和元年から増加傾向であったが、令和5年には257人と、前年より減少した。女性は「高校生」が「大学生」を上回ることもあり、特に令和2年に「高校生」が大きく増加して以降は4年連続で「大学生」を上回った。加えて、令和5年は「大学生」153人、「高校生」166人と、それぞれ統計開始以来最多となった。また、「中学生」も令和2年に増加した後、4年連続で高い水準となり、令和5年には統計開始以来最多の80人となった（図表1-7）。

図表1-7 学生・生徒等の自殺者数の推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

## (6) 自殺の原因・動機の推移

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。自殺統計原票では、原因・動機について平成18年までは最も関係が深いと思われるものを自殺者1人につき1つのみ計上し、平成19年から令和3年までは遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できるものを自殺者1人につき3つまで計上可能とし、令和4年からは遺書等に加え家族等の証言から自殺の原因・動機と考えられるものも含め自殺者1人につき4つまで計上可能とする改正を行ってきた。このため、自殺の原因・動機の推移を単純には比較できないことに留意が必要である。

平成19年から令和5年にかけて最も多い原

因・動機は「健康問題」であった。平成19年から令和3年までの原因・動機の推移をみると、「健康問題」は平成22年以降に減少を続け、令和2年に若干増加したものの、令和3年には統計開始以来最少の9,860件となった。次いで多い「経済・生活問題」も平成22年以降は減少していたが、平成28年からは3,000件台で横ばいとなり、令和3年は3,376件であった。「家庭問題」は3,000件台、「勤務問題」は2,000件前後で、おおむね横ばい傾向であり、令和3年はそれぞれ3,200件、1,935件であった（図表1-8（1））。

令和5年については、多くの項目で令和4年と同水準であったが、「経済・生活問題」が5,181件と、前年の4,697件に比べ大きく増加した（図表1-8（2））。

図表1-8(1) 自殺の原因・動機の推移 (平成19年～令和3年)



※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。  
 ※自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者1人につき3つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

図表1-8(2) 自殺の原因・動機の推移（令和4年～令和5年）

		(人)				(件)			
		総数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者					
自殺者数	令和4年	21,881	19,164	2,717					
	令和5年	21,837	19,449	2,388					
		家庭問題	健康問題	経済・生活 問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	
原因・動機	令和4年	4,775	12,774	4,697	2,968	828	579	1,734	
	令和5年	4,708	12,403	5,181	2,875	877	524	1,776	

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。

※自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成